

接客感染防止対策事業助成金のお知らせ

増毛町では、新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防策を講じた商工事業者・中小企業者等に、助成金を給付いたします。

■助成内容

次の接客感染予防対策を行った事業者に、かかった経費の2／3を補助します。但し、上限を50,000円とし、1,000円未満切り捨てとします。

申請には、支払いを証明する領収書が必要になります。既に対策を実施済みの場合でも、領収書(令和2年4月1日以降分)があれば補助対象となります。

- (1) アクリル板やビニール等のパーテーション(仕切)の設置
- (2) 換気対策(サーキュレーターや網戸の設置等)
- (3) 検温計の導入・活用
- (4) その他、感染防止対策として必要なもの(消毒薬やマスク等)

■助成対象者

町内に事務所又は事業所を有する中小企業者等で、接客窓口や接客スペースを有する事業者。(商工会未加盟事業者、農業・漁業者も対象です。)

■申請方法

下記の様式等を提出してください。申請書及び別記様式第1号は、増毛町商工会又は増毛町役場の窓口と各ホームページで入手できます。

- (1) 新型コロナウイルス接客感染予防対策助成金申請書
- (2) 別記様式第1号
- (3) 支払いを証明する領収書

■申請期限 令和2年10月30日(金)まで

■申請書提出先

増毛町商工会(電話 53-2319 受付は土日祝日を除く 8:30～17:15)

※助成金は、増毛町商工会を通じて支給されます。

■その他

- (1) 防止対策の状況について、後日、現地確認を実施いたします。
- (2) 増毛町商工会員の事業者には、別に商工会からご案内しています。

■問い合わせ先

増毛町商工会 (電話 53-2319) <http://www.mashike-sci.jp/>

増毛町役場 商工観光課 (電話 53-3332) <https://www.mashike.hokkaido.jp/>